

「障害」に係る「がい」の字に対する取扱い(表記を改めている都道府県・指定都市)

表記を改めている都道府県： 13道府県 指定都市： 7市
うち条例(規則)表記を改めている都道府県：1県(山形県) 指定都市：2市(新潟市、福岡市)

自治体名	内 容
北海道	平成18年2月15日から当分の間、保健福祉部及び各振興局保健環境部で次のとおり試行的に実施 1.表記の方法:「障害」→「障がい」 2.表記の取扱 (1)「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合はひら仮名表記とする (2)法令や固有名詞などの表記は従前どおりとする 3.組織名・計画等の具体例 ・組織名を「北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課」と表記(平成21年度より) ・北海道障がい福祉計画やパンフレット等についても、次の名称等を除き「障がい者」と表記(平成21年度より) <表記を変更しないもの>①法令等に基づく制度や施設名等の名称、②組織名(本道を除く)、③事業等の固有名詞、④医学用語など専門用語として漢字が適当な場合
青森県	—
岩手県	県が新たに作成する行政文書等(パンフット等含む)について、「害」を「がい」にひらがな表記している。(平成20年4月1日から)(注)・それ以前に作成された行政文書等とは変更しない。 ・条例、規則、例規において使用する場合は人や人の状態を表す言葉は適用除外 ・法律名、政令名、省令名、関係団体・関係施設の名称、固有名詞(国の事業・制度の名称、医療用語、専門用語等)は対象外 県の組織等の名称及び職名について、「害」を「がい」にひらがな表記している。(平成20年8月1日から) (例)障がい保健福祉課、岩手県視聴覚障がい者情報センター、障がい保健福祉課総括課長 等 障害福祉計画(プラン)、本県主催の大会・行事等の名称についても、平成20年4月1日の見直し・開催から適用
宮城県	—
秋田県	—
山形県	条例、規則、県が作成する文書等の「障害」の記載を「障がい」と表記(平成19年3月16日から)。 ただし、法令名、固有名詞、人の状態を表すものでないものは対象外。 組織名を「山形県健康福祉部障がい福祉課」に改編した(平成19年度から)。
福島県	組織名を「福島県保健福祉部障がい者支援グループ」に改編した(平成17年度～平成19年度)。 組織名を「福島県保健福祉部障がい福祉課」に改編した(平成20年度より)。 法令で定められている場合や固有名詞を除き、一般的に使用する場合は、「障がい」「障がい者」と表記している。 ※知事部局及び教育委員会は改めているが、警察本部は改めていない。
茨城県	—
栃木県	—
群馬県	—
埼玉県	—
千葉県	—
東京都	—

自治体名	内 容
神奈川県	—
新潟県	—
富山県	—
石川県	—
福井県	—
山梨県	—
長野県	—
岐阜県	H20.4.1～ 県の作成する公文書において、「障害者」を「障がい者」、「障がいのある人」と表記することを基本とする ※漢字表記を変更しないもの・条例、規則等・法令、条例等に規定されている用語、名称等・団体、機関等の固有名称
静岡県	—
愛知県	—
三重県	平成19年6月7日から表記を改めた(三重県庁ホームページに改正内容を登載) 各課が作成する啓発資料(パンフレット資料、ホームページ、文書等)などは、法令や固有名称を除き、ひらがな表記にする 既に作成済みの資料は、変更しない 法令、条例等に基づく制度などで漢字表記が使用されている場合には、そのまま漢字表記とする 組織名を「三重県健康福祉部障がい福祉課」とした(平成24年度より)。
滋賀県	—
京都府	—
大阪府	取り扱いの原則:「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合、「害」の漢字をひらがな表記とします。 ただし、次に掲げる場合は、引き続き「障害」を漢字で標記します。 ・法令、条例、規則等の例規文書(但し、法令や条例・規則・訓令等に基づき定義されている制度・事業・府の組織の名称について、法的効力を伴わない一般的な文書等において使用する場合は、ひらがな表記を基本とします。) ・団体名などの固有名称 ・医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合 ・他の文書や法令等を引用する場合 ・その他漢字使用が適切と認められる場合 対象の文書等:原則として、平成20年4月以降、新たに作成・発出及び改定する文書等(但し、法令、条例、規則、訓令等の例規文書は除きます。)
兵庫県	—
奈良県	—
和歌山県	—
鳥取県	県が新たに作成・発出する公文書、住民等に対する啓発資料、会議資料、説明資料などについて、「障害」の表記を「障がい」に改める(平成21年11月28日から) ただし、法律名、条例名、法律等で使用されている用語、固有名称などは適用除外 県の組織の名称について、「害」を「がい」にひらがな表記している(平成22年4月1日から)

自治体名	内 容
島根県	組織名を「島根県健康福祉部障がい福祉課」に改編した(平成22年度から)。 県が作成する公文書、啓発資料等については、法令等に規定されているものや団体・個人等の固有名称等を除き「障がい」と表記することとしている。
岡山県	当面、保健福祉部関係部署においては、法令の定めがある場合などを除き「障害者」を「障害のある人(方)」という表現を用いることにし、庁内部局に対しては表記修正を要請している。(平成21年3月岡山県障害者施策推進協議会合意事項)
広島県	—
山口県	—
徳島県	—
香川県	—
愛媛県	—
高知県	—
福岡県	—
佐賀県	—
長崎県	—
熊本県	「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記する。 (ただし、法令等により定義されている固有名称として使用する場合、医学用語・学術用語等の専門用語として使用する場合、著作を引用して使用する場合の表記は従前どおり)平成20年1月21日より改めた。
大分県	法令名、団体名等の固有名称を除き、「障がい者」と表記(平成18年2月から) 事業名には障害者を使用せず「障がい者」としている
宮崎県	以下に掲げる場合を除き、障害の「害」の字を平仮名表記に改めた(平成19年3月以降) ・法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられている特定のものを指す用語 例:障害者基本法、身体障害者手帳、障害者計画 など ・組織、関係団体、関係施設の名称 例:障害福祉課、宮崎県聴覚障害者協会、身体障害者相談センター など ・その他平仮名交じりの表記が適当でないと判断した場合
鹿児島県	—
沖縄県	—
札幌市	公用文等における「障害者」の表記を「障がいのある人」「障がい者」などに変更(平成15年7月より)。 なお、「障害者」の語句を含む法令の名称及び固有名称等は、従来どおり。 組織名を「札幌市保健福祉局障がい福祉課」に名称変更した(平成16年度より)。
仙台市	—
さいたま市	—
千葉市	—
横浜市	—

自治体名	内 容
川崎市	—
相模原市	—
新潟市	「障がい者計画」、「障がい福祉計画」を仮名表記で策定。(平成18年度) 広報紙やパンフレットなどの刊行物で「障がい」と表記。(平成19年度より) 組織名を「健康福祉部障がい福祉課」、「区役所健康福祉課障がい福祉係」、「身体障がい者更生相談所」に改編した。(平成19年度より) (「健康福祉部障がい福祉課」はその後「福祉部障がい福祉課」へ) 条例・規則について、法律用語・固有名詞などを除き、全市的に「障がい」と表記。(平成19年度より)
静岡市	「障がい者計画」「障がい福祉計画」の計画名及び計画内の「障害」の表記について、法律用語を除く一部を「障がい」に改めた(平成23年度) 「2012 精神保健福祉のしおり」内の「障害」の表記について、法律用語を除く一部を「障がい」に改めた(平成24年度より) 「草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想」内の「障害」の表記について、法律用語を除く一部を「障がい」に改めた(平成24年度より)
浜松市	平成19年度より、障害福祉サービス等を紹介する冊子「障害福祉のしおり」や浜松市障がい者計画において、原則として「障害」の語が人を修飾する形で、一般的な語句として使われる場合は、「害」の文字を平仮名に置き換え、「障がい」として表記している。【例】「障害者」→「障がいのある人」
名古屋市	—
京都市	—
大阪市	取り扱いの原則:「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合、「害」の漢字をひらがな表記とする。 ※ただし、次に掲げる場合は、引き続き「障害」を漢字で標記する。 ・法令、条例、規則等の例規文書(ただし、制度・事業名称・組織名称について、法的拘束力を伴わない一般的な文書等においてはひらがな表記を基本とする) ・団体名などの固有名詞、医学用語、学術用語等の専門用語 ・他の文書や法令等を引用する場合、その他漢字使用が適切と認められる場合 対象の文書等:原則として、平成24年9月1日から。(但し、組織名称、印刷物等の変更はこの限りでない。)
堺市	—
神戸市	—
岡山市	—
広島市	—
北九州市	—
福岡市	平成17年1月 各課のパンフレット等の表記を「障がい」に改める。 平成17年3月 「福岡市保健福祉局障がい者部障がい保健福祉課」に改編 平成17年6月 議会において条例関係の表記を一括改正 平成17年9月 規則関係の表記を一括改正

自治体名	内 容
熊本市	<p>○平成20年4月1日より適用を開始し、条例、規則、要綱等(組織の名称を除く。)以外の公文書等で、新たに作成・発出するものに適用 「障がい」⇒「障害」ということばが、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部をひらがな表記とする。(文例等…障害者→障がいのある方、障がい者・精神障害者→精神障がいのある方、精神障がい者)</p> <p>「障害」⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令や条例等により定義された固有名詞として使用する場合(障害者自立支援法、身体障害者手帳、熊本市障害者福祉センター希望荘など) ・医学・学術用語等の専門用語として使用する場合(心臓障害、発達障害など) ・著作を引用して使用する場合(全国身体障害者スポーツ大会、障害者音楽祭など) ・人や人の状態を表さない場合(障害競走、交通障害など) <p>※礙(碍)は、常用漢字表に記載がないため、熊本市公用文に関する訓令第4条の規定により使用していない。</p> <p>○平成24年1月に「熊本市教育委員会事務局等組織規則」の全改正を行った際に本則中の文言を「障がいのある児童及び生徒」と標記した。(平成24年4月1日施行)</p>